

三郷市水道料金徴収等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月

三郷市水道部業務課

三郷市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、三郷市水道料金徴収等業務委託（以下「委託業務」という。）において、お客様サービスの水準と業務効率化のより一層の向上を図るため、業務の委託を行い得る能力を有する事業者のうち、特に意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザルにより選定し、その者に業務を委託するため必要な手続きについて定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

三郷市水道料金徴収等業務委託

(2) 業務内容

- ①水道メーター検針業務
- ②水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の調定並びに更正業務
- ③水道料金等収納業務
- ④滞納整理業務
- ⑤給水停止業務
- ⑥開始及び中止等精算業務
- ⑦給水装置管理等業務
- ⑧検定満期水道メーター管理等業務
- ⑨窓口及び電話交換業務
- ⑩電算処理業務

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

（契約締結日から令和9年3月31日までの間は、受注者の負担及び責任において、お客様窓口の開設準備、検針業務及び徴収業務等の研修並びに現受注者との引き継ぎ等の移行準備期間にあてるものとする。なお、移行準備期間中の研修に係る経費については受注者の負担によるものとする。また、電算処理業務に必要なシステムの構築及びデータ移行は契約締結日から令和10年3月31日までの間に行うこととし、それまでの間は既存システム（富士通 Japan(株)AQUASTAFFV3）を使用した業務を行うこと。）

3 提案見積り限度額

三郷市水道料金徴収等業務委託

952,248,000円（税込）

※本プロポーザルに係る見積書を提出する際は、提案見積り限度額を超えてはならな

いことに留意すること。

4 支払方法

委託料の支払方法は均等の月払いとする。ただし、端数は最終の支払いに含めるものとする。なお、移行準備期間中において、委託料は支払わないものとする。

5 参加資格

企画提案書の提出日現在において、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、三郷市での入札参加資格を有している事業者であり、かつ、本店又は支店の登録所在地が埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県内にあること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 令和 3 年度以降において、受付業務、検針業務、料金徴収業務、給水装置管理等業務、電算処理業務（システム開発及び導入を含む）を給水人口 5 万人以上の水道事業者から 2 年以上継続して受注した実績を有する者であること。また、日本国内に立地するデータセンターで、発注者が所有するデータを管理できる者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 個人情報保護に関する公的認証及び情報セキュリティに関する公的認証を取得している者であること。
- (6) 地方自治法第 2 4 3 条の 2 の規定に基づく指定公金事務取扱者の指定を受けることができる資格及び要件を有している者であること。

6 失格事項

次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、本プロポーザルへの参加資格又は優先交渉権者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 契約締結前に、本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 本プロポーザルの公正な執行を妨げるような不正行為が認められた場合。
- (3) 本プロポーザルに係る書類の提出期限を守れない場合。
- (4) 提出書類に不備がある場合。ただし軽微な書類不備等で速やかに修正できる場合はこの限りでない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載が発覚した場合。
- (6) 提出書類がこの要領及び業務仕様書に定める事項に適合しない場合。
- (7) 本プロポーザルへの参加を辞退した場合。

7 スケジュール

項 目	日 程
参加募集の公告	令和8年 9月14日（月）
質問の受付期間	令和8年 9月24日（木）まで
質問に関する回答	令和8年10月 1日（木）まで
プロポーザル参加提出期限	令和8年10月 8日（木）まで
企画提案書等の提出期限	令和8年11月 9日（月）まで
プレゼンテーション	令和8年11月下旬頃を予定
優先交渉権者の決定	令和8年12月
委託業務契約締結	令和8年12月
受注者引継及び準備期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
業務開始	令和9年4月1日

8 質問書の提出及び回答

- （1）本プロポーザル等に関し質問がある場合には、令和8年9月24日（木）午後5時（必着）までに質問書（様式第8号）を電子メールで提出すること。
- （2）回答については、令和8年10月1日（木）までに三郷市公式ホームページにて公表する。
- （3）質問は質問書（様式第8号）によるもののみ受け付ける。なお、電子メールの件名に業務委託名称及び会社名を記載し、送信後は業務課に電話で到達確認をすること。
- （4）提出場所
三郷市水道部業務課
E-mail: gyoumu@city.misato.lg.jp
電話番号: 048-952-7103（直通）

9 参加申込等の提出

参加希望者は、令和8年10月8日（木）午後5時までに三郷市水道部業務課まで次の書類等を提出すること。

- （1）プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- （2）参加資格要件に関する誓約書（様式第2号）
- （3）会社概要（様式第5号）
- （4）業務実施体制（様式第6号）
- （5）受注実績表（参加資格確認用）（様式第7号）及び受注実績を証明する契約書の写し
- （6）プロポーザル参加申込書等提出書類確認表（様式第4号）

※参加申込書等の各種様式は、三郷市公式ホームページ（下記 URL）からダウンロードすること。

(https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/suido/gyomu/suido_gyomuinfo/13145.html)

10 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出にあたり三郷市水道料金徴収等業務委託提案書作成要領（別紙1）を参照の上、次のとおり提出すること。

（1）提出期限

令和8年11月9日（月）午後5時まで

（2）提出方法と部数

三郷市水道部業務課宛て郵送又は持参すること。

①正本（社印及び代表者印を捺印したもの） 1部

②副本 9部

項番	項目	内容	様式	枚数等
1	表紙	企画提案書	様式第3号	1枚
2	会社概要及び受注実績等	会社概要 受注実績 業務実施体制 業務実施計画書 個人情報保護 地域貢献 防災・災害及び緊急時等危機管理	様式第5号 様式第7号 様式第6号 任意 任意 任意 任意	1枚 1枚 1枚 1枚 1枚 1枚 1枚
3	企画提案書	（1）受付業務 ①受付業務（窓口、電話等）に関する考え方 ②給水装置管理等業務に関する考え方 （2）料金徴収等業務 ①検針業務に関する考え方 ②水道料金等の調定並びに更正業務に関する考え方 ③水道料金等の徴収及び収納に関する考え方 ④滞納整理業務に関する考え方 （3）検定満期水道メーター管理等業務 検定満期水道メーター管理等業務に関する考え方 （4）電算処理業務 ①システム構築に関する考え方 ②システム運用業務に関する考え方 ③システムの汎用性 ④システム障害時の対応の考え方 ⑤料金改定及び減免対応の考え方	任意 任意 任意 任意	A4サイズで40ページ以内

		⑥当市が使用するシステムからの移行実績 ⑦水道標準プラットフォーム、スマートメーターの活用及びeL-QR納付への対応 (5) その他独自の企画提案	任意	
4	見積書	提案見積額 積算内訳	任意 任意	1枚 制限なし

※提出書類は枚数制限内のページ数で提出すること。

※提出書類はページ区切りや目次は枚数に含めず、挿入を可とする。

※企画提案書の提出後における内容変更は認めないこととする。ただし、必要に応じて追加資料を求めることがある。

※A3サイズを使用する場合は折り込みとする。（2ページとカウントする。）

※見積書は企画提案書とは別に封緘のうえ提出すること。

1.1 プレゼンテーション、システムデモ及びヒアリング

(1) プレゼンテーション日程について

令和8年11月下旬 午前9時から午後5時までを予定

プレゼンテーション日程についてはプレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第10号）により通知する。

各社のプレゼンテーション時間は、説明60分、質疑応答30分の計90分までとする。

(2) 順番について

各社の順番については企画提案書等の提出順とする。

(3) 市が準備する機材等

- ①電源関連
- ②会議用長テーブル
- ③会議用パイプ椅子
- ④スクリーン

※上記以外の機材（パソコン等）は参加事業者が各自持参すること。

(4) 参加人数

参加事業者1社当たり5名以内とする。ただし、設営や準備における人員に制限は設けない。

1.2 審査

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションに対するヒアリング内容を、選考審査委員が、三郷市水道料金徴収等業務委託審査基準（別紙2、以下「審査基準」という。）により評価を行う。評価結果を選考審査委員会で集計し、総合評価点が合格点以上の者のうち、最も総合評価点が高い者を優先交渉権者として選定する。また、次に総合評価点の高い者を次点交渉権者として選定する。

- (2) 参加事業者が1社の場合においても審査を実施する。この場合において、総合評価点が合格点以上でなければ交渉権者として認めない。
- (3) 総合評価点の合格点は総合評価点合計の6割とする。(小数点以下切り捨て。)
- (4) 詳細は審査基準のとおりとする。

1.3 結果通知

審査結果については令和8年12月頃に、様式第1号により参加の意思を表したすべての者に通知する。

1.4 事業者の決定

- (1) 優先交渉権者は仕様及び契約の内容について三郷市と協議を行うにあたり、次の書類を提出すること。

- ①仕様書
- ②見積書
- ③定款の写し
- ④法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ⑤国税及び地方税に滞納がないことの証明書

ア 本社所在地所轄の税務署で発行する法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(税務署所定様式:納税証明書その3の3)

イ 本社所在地の市(区)町村で発行する法人市民税、市県民税(特別徴収分)、事業所税、固定資産税(土地、家屋、償却資産)、軽自動車税の滞納がないことの証明書

- ⑥個人情報保護に関する公的認証及び情報セキュリティに関する公的認証を取得していることを証明できる書類(認定書等)の写し

※④及び⑤の証明書については、各発行官公署等において定められた様式で発行されたもので、参加申込日の前3か月以内に証明されたものに限る(コピー可)。

企画提案書に提出された金額を上限に協議を行い、合意できる場合には受注者として決定する。

- (2) 前号の優先交渉権者と三郷市の協議が調わない場合、次点交渉権者と協議を行う。

1.5 その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類等は、本業務を選定するための資料であるため、返却しない。
- (2) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために承諾を得て公表することがある。
- (3) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (4) 参加申込等の提出後、辞退する場合にはプロポーザル参加辞退届(様式第9号)を提出すること。

1 6 問い合わせ先

〒341-0025

埼玉県三郷市茂田井200番地

三郷市水道部業務課

電話番号：048-952-7103（直通）

F A X：048-952-7105

E-mail：gyoumu@city.misato.lg.jp

午前8時45分から午後4時30分まで

1 7 配布物

三郷市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル実施要領（本書）

別紙1 三郷市水道料金徴収等業務委託作成要領

別紙2 三郷市水道料金徴収等業務委託審査基準

別紙3 三郷市水道料金徴収等業務委託要求水準書

様式第1号 プロポーザル参加申込書（三郷市水道料金徴収等業務委託）

様式第2号 参加資格要件に関する誓約書（三郷市水道料金徴収等業務委託）

様式第3号 企画提案書（三郷市水道料金徴収等業務委託）

様式第4号 プロポーザル参加申込書等提出書類確認表

様式第5号 会社概要（三郷市水道料金徴収等業務委託）

様式第6号 業務実施体制（三郷市水道料金徴収等業務委託）

様式第7号 受注実績表（参加資格確認用）

様式第8号 質問書（三郷市水道料金徴収等業務委託）

様式第9号 プロポーザル参加辞退届